

「千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱(案)」に関する意見の概要と市の考え方

番号	項目	質問・意見	件数	市の考え方	施策案の修正内容
1	趣旨	事業主が指導内容に明確に沿った対応を行うことが、義務であると捕捉できるような規制型的な要綱となることを要望する。 指導要綱のハードルを高くして新規設置が難しい自治体であることをアピールしてほしい。	1	本要綱の趣旨は、事業主と近隣関係住民との紛争を未然に防止し、良好な住環境の形成に資するためのものであり、そのために必要な事項を定めるものです。 まずは、事業者の協力を前提とした要綱を策定・運用し、その結果、要綱の目的を達成することが困難であり、義務化する必要性が高いことが明確になった時点で、規制の強化を検討します。	—
2	趣旨	「設置指導要綱(案)」が条例化することを切に願う。	2	条例化については、本要綱の運用実績及び国の法整備等を踏まえ、検討します。	—
3	手続き	施行日以前に建築確認申請のあった場合は、遡って本要綱が適用されるのか。	1	本要綱施行日より前に確認申請書が提出されている遺体保管所等の設置、管理及び運営については、本要綱の規定は適用しません。	—
4	用語の定義	注射方法や噴霧など、エンバーミングとは言いえない処置を行う者がいる。「第2条(定義)の(3)エンバーミング施設」について、「業として薬剤を使い、脈管系を活用した遺体の保全又は修復等の処置を行う施設をいう。」という文言としてほしい。	1	方法の如何を問わず、業として薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業を行う施設を対象とする趣旨であるため、要綱の修正をします。	「エンバーミング施設」から「エンバーミング等を行う施設」とします。
5	用語の定義	要綱(案)第2条の(1)及び(2)において、「葬儀を行う施設を持たず、」と規定されているが、葬祭場に併設される場合の取扱いについても、同様であることを明確にした方がいいと考える。	1	葬祭場に併設される場合は、第2条(4)の遺体保管所等に該当することから、現状の案のとおりとします。	—
6	事業主の責務	住宅地の中にこの指導要綱を守れば遺体保管所が設置が可能ということになり、計画地の隣に居住する住民が受ける不利益をできるだけ軽減するために下記のような指導要綱が必要と考えます。 ①境界線までの距離を3.6m以上とし樹木の植栽を行い近接住人への嫌悪施設のプレッシャーの軽減を図る。 ②嫌悪施設が隣接する土地価格の評価基準を定めておき、評価額の減損部を補償すること。 ③遺体搬入時間帯の制限 ④遺体保管数の制限 ⑤遺体保管所保日数の制限 ⑥感染症により死亡した遺体の保管制限	1	遺体保管所等の設置については、都市計画法及び建築基準法等が主に適用されます。 営業については、特定の法律がなく、規制することが難しい状況にあります。 その結果、ご提案内容につきましては、制限することができません。 個々の事項については、事業主と近隣関係住民等との協議事項と考えております。	—
7	事業主の責務	狭小な土地に設置しないこと、精神的な不安を除去すること、生活に支障が及ばないこと、隣地への落葉などの樹木の影響が出ないことなどに配慮するために、要綱第3条(1)イ、ウについて、「隣地境界線までの距離は2メートル以上とし、樹木による緑地化をすること」と要望する。	1	根拠法令がないため、頂いたご意見の内容を規定することは難しいと考えております。 個々の事項については、事業主と近隣関係住民等との協議事項と考えております。	—
8	事業主の責務	深夜、早朝の時間帯での遺体搬出入、及び葬儀打ち合わせなどは近隣住民に精神的な負担が強いため、第3条(2)に「深夜、早朝(午後10時から午前7時)の遺体搬出入の時間を制限する」など業務時間帯を設定し、近隣住民に配慮した項目の追加を要望する。	1	根拠法令がないため、頂いたご意見の内容を規定することは難しいと考えております。 個々の事項については、事業主と近隣関係住民等との協議事項と考えております。	—
9	遺体保管所等設置計画の届出	各項が形骸化する懸念があるため、第4条遺体保管所等設置計画の「届出」を「事前協議」または「届出及び事前協議」に変更を要望します。 併せて、提出書面の(様式2)については事業主の自由記載でなく、管理、運営に係る項目を設定し、その項目に沿って記載する様式を要望します。	1	本要綱は、事業主が近隣関係住民等に計画の内容を事前に十分説明することを主たる目的としていることから、「届出」のままとします。 様式2については、ご提案のとおり項目ごとに記載する様式とします。	—

「千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱(案)」に関する意見の概要と市の考え方

番号	項目	質問・意見	件数	市の考え方	施策案の修正内容
10	近隣関係住民等への説明	第6条近隣関係住民等への説明会の開催又は戸別訪問のいずれかで住民の理解を得るように指導していますが、戸別訪問では個々の意見集約のみで「説明を実施済み」との結果報告となると思われ、個々の住民等の意見などが反映されなくなると懸念するため、戸別訪問は削除し、「……事業計画の概要及び第3条第1項各号に定める事項について説明会を開催し、近隣関係住民等の理解を得るために協議するものとする。」に変更を要望する。 戸別訪問を入れた考え方を示してほしい。 「戸別訪問」の文言にこだわるのであれば、近隣住民等の該当数が明らかに少ないときは、第4条の市との事前協議段階で、事業主に戸別訪問を「了」とする旨を運用面に対応できるかなどを検討してほしい。	1	説明会の開催でも戸別訪問でも、事業主が近隣関係住民等に周知を図ることが可能であり、その効果に大きな差がなく、戸別訪問の場合、「住民の意見が反映されなくなる」とは考えておりません。 むしろ、戸別訪問の方が、個々の意見を直接事業主へ伝えることが可能となるメリットがあると考えます。	—
11	近隣関係住民等への説明	近隣関係住民との協議をすることの重要性の確保と、報告書の提出で「説明会実施済」となる手続き論的な条項にならないようにし、双方が理解し合うよう努めるためにも再協議の可能性を残すべきであると考えます。「4 前項の説明会報告書の提出は、近隣関係住民との協議継続を妨げるものではない。」の追加を要望する。 必要であれば、(事業主の責務)の条項だけでなく、(住民の責務)も求めることも条項として検討願う。	1	本要綱においても、報告書届出後の説明及び協議を妨げるものではありませんが、よりわかりやすい表現とするため、要綱の追記をします。	「4 前項の規定は、事業主の近隣関係住民等への説明の継続を妨げるものではない。 5 前4項の規定は、事業主と近隣関係住民等との協議等を妨げるものではない。」を追加します。
12	近隣関係住民等への説明	条項の追加当事者が協議を重ねて合意した事項については、当事者間で文書にて確認することは一般的なことと考えるので、近隣関係住民等との協議の結果、合意協定を締結し、協定書等の写しを市長に提出する旨の規定の追加を要望する。	2	合意協定については、事業主と近隣関係住民等との協議の一つと考えております。	—
13	近隣関係住民等への説明	事業主と近隣関係住民等の間での合意を目指すため、市長によるあっせん手続きの規定追加を要望する。	1	本要綱は、事業主が近隣関係住民等に計画の内容を事前に十分説明することを主たる目的としたものです。 市長によるあっせんにつきましては、本要綱の運用実績を踏まえ、検討します。	—
14	事業主に対する勧告	本要綱案においては、事業中止命令などの行政罰規定を盛り込んでほしい。	1	事業を中止させるための根拠となる特定の法律がないため、ご提案の規定を盛り込むことは困難です。 なお、建築基準法などの関係法令に違反することがあれば、各々の法令に基づいた罰則規定が適用されます。	—
15	事業主に対する勧告	勧告に従わない事業主は、一定の条件のもとで事業名等を公表できることとする条項を要望する。 事業主の協力が全く得られず、事業主が指導要綱に沿った行為をしないと表明した時は、市としてはどのような対応をされるのですか。このような行為に対して、他の条例等が適用できるような罰則規定などがあるのか。	1	要綱は、相手方の協力の元に行うもので、相手の不利益となる「事業者等の公表」を行うためには、条例化する必要があります。 遺体保管所等に関する特定の法律が無い現状において、まずは、事業者の協力を前提とした要綱を策定・運用し、その結果、要綱の目的を達成することが困難であり、義務化する必要性が高いことが明確になった時点で、条例化を検討します。 なお、事業主が本要綱に基づく届出を行わない場合も、勧告の対象となるよう要綱を修正します。 また、事業主が本要綱に基づく手続を行わない場合の、他条例等の罰則規定はありません。	第9条 市長は、この要綱に基づく届出をしないので、第5条第1項各号に規定する申請をし又は遺体保管所等を設置した事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。 2 市長は、この要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。
16	全般に関する意見	遺体保管所等の営業等に関する適切な法整備を待たずに、千葉市で出来ることを独自に実施してもらいたい。	1	今回、本要綱を制定することとしました。	—

「千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱(案)」に関する意見の概要と市の考え方

番号	項目	質問・意見	件数	市の考え方	施策案の修正内容
17	全般に関する意見	役所内において横の連絡を密にするため、早急に連絡会議など開催してほしい。	1	本要綱の策定について、庁内の周知を図り、横の連携を密にします。	—
18	全般に関する意見	建築関連法を改正（集会所から葬祭場を除くなどの定義見直しなど）していくように国など関係先への働きかけを望む。	1	今後の検討課題とします。	—
19	施策に直接関係のない意見	当該要綱を含め他業種の不健全な施設の建築は未然に防ぐ手立てを講じていただくよう切に願う。	1	—	—
20	施策に直接関係のない意見	千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、集会場の定義を改正してほしい。	1	—	—